

岐阜県高等学校文化連盟放送部会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本部会は岐阜県高等学校文化連盟放送部会と称する

(事務局)

第2条 本部会の事務局は部会長の指定する場所に置く

(組織)

第3条 本部会は本県高等学校の放送部、放送委員会等をもって組織する

(目的)

第4条 本部会は本県高等学校校内放送活動の活性化と、美しく豊かな日本語(放送)を通して、高校生らしいうるおいと健全なる心のふれあいの場をつくることを目的とする

(事業)

第5条 本部会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう

- (1) 放送部、放送委員会等の技術向上及び活動の活性化
- (2) 高等学校放送コンテスト大会の開催
- (3) その他本部会目的達成のために必要な事業

第二章 役 員

(役員)

第6条 本部会は次の役員を置く

部会長	1名
専門部長	1名
県顧問代表者	10名程度
監事	1名

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法により選出する

- (1) 本部会長は校長会より推挙され、岐阜県高等学校文化連盟評議員会で選出された校長があたる
- (2) 専門部長は県顧問代表者会議で互選し、部会長が委嘱する
- (3) 県顧問代表者は放送部、放送委員会等より選出し部会長が委嘱する
- (4) 監事は放送部、放送委員会等より選出し顧問会議の承認を得る

(役員職務)

第8条 役員は次の通りとする

- (1) 部会長はこの部会を代表する
- (2) 専門部長は部会の業務を統括し、部会長を補佐する
- (3) 県顧問代表者は県顧問代表者会議を組織し、県顧問代表者会議の決定に従って会務を分掌する
- (4) 監事は会計監査をする

(役員任期)

第9条 県顧問代表者の任期は1年とし再任を妨げない

第三章 会 議

(会議)

第10条 本部会は次の会議を持つ
顧問会議、県顧問代表者会議

第11条 1. 顧問会議は年1回開催する
2. 顧問会議に付議すべき事項は次の通りとする
(1) 予算および決算に関すること
(2) 事業に関すること
(3) 県顧問代表者の選出に関すること
(4) 規約の改正に関すること
(5) その他全体の承認を必要とすること

第12条 1. 県顧問代表者会議は随時開催し、部会長、専門部長、県顧問代表者をもって組織する
但し、緊急を要する場合は県顧問代表者会議をもって顧問会議に代えることができる
2. 県顧問代表者会議に付議すべき事項は次の通りとする
(1) 事業の企画、運営に関すること
(2) 予算編成及び運用に関すること
(3) 規約、細則に関すること
(4) 顧問会議に提出する議案に関すること
(5) その他必要な事項

第四章 会 計

(経費)

第13条 本部会の経費は岐阜県高等学校文化連盟費、参加費、その他の収入をもってこれにあてる

(会計年度)

第14条 本部会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする

第五章 規約の改正

第15条 この規約の改廃は顧問会議の議決を必要とする

第六章 附 則

第16条 この規約の施行に必要な細則は県顧問代表者会議で定める

第17条 この規約は平成26年4月17日よりこれを施行するものとする